

井手玉川大学

～今年度も様々な分野での

講座を開催～

広報

3

平成25年3月
2013

No. 486

いで



▲第1回講座 フルートとピアノの演奏にうっとり



▲第6回講座 みんなで元気に体操



▲第7回講座 詩吟の魅力学ぶ受講生



▲第7回講座 受講生全員で詩吟にチャレンジ

2月20日（水）、自然休養村管理センターで井手玉川大学の「閉講式」と「第7回講座」が開催されました。井手玉川大学は、高齢者の生きがい、社会活動に対する意欲と実践力を高めるために行われており、本年度も音楽や川柳、詩吟など様々な分野での講座が開かれました。

講座に先立ち閉講式が行われ、全講座に参加された30名に皆勤賞と修了証書が、5回以上参加された73名に修了証書が、それぞれの代表者に松田教育長から授与されました。

本年度最後の講座となった今回は、井手町老人会詩吟サークル講師 神心流尚道館総本部 総師範 松本年雄さんにより「声を出して健康に」と題した講演が行われました。松本さんが詩吟に出会った経過を通して詩吟の魅力が説明され、受講生は、松本さんと一緒に詩吟に挑戦するなど熱心に学んでいました。

平成23年度 一般会計決算 3億7,195万 9千円の黒字

平成23年度の一般会計と6つの特別会計(国民健康保険・多賀地区簡易水道・後期高齢者医療・介護保険・公共下水道事業・多賀財産区)、井手町水道事業会計の決算は、昨年9月の定例町議会に提案され、閉会中の継続審議に付されたのち、昨年の12月定例町議会において認定されました。

各会計における決算は表1のとおりです。

一般会計の決算額は、歳入39億3,875万7千円に対し、歳出35億6,679万8千円で、差し引き形式収支では、3億7,195万9千円の黒字となりました。この内翌年度への繰越明許財源9,833万2千円を差し引いた実質収支は3億6,212万7千円となり、これが平成24年度への繰越金となりました。

監査委員の報告では「限られた財源を有効に活用し、最小の経費で最大の効果を上げ

るため、既定経費のさらなる合理化と財源の重点的、効率的配分、特に経常的な一般経費については極力その抑制を図られ、その節減に努められ、人口減少問題に対し町外の有識者と町内の住民代表などからなる人口の減少を食い止めるための検討委員会の設置、バリアフリー検討委員会の意見を受けての公共施設バリアフリーの整備、利便性の向上を図るための道路整備や河川、下排水路など暮らしの周辺整備、あすを担う子供たちのために教育・保育環境の整備、小・中学校の工口スジュール化の調査・研究、公共施設へのLED照明の整備、住宅用太陽光発電システム設置補助など温室効果ガス削減に向けた取り組み、住民の防災意識の高揚と災害に強い安心・安全のまちづくりのため、自主防災組織、消防団、行政との連携、水防倉庫移設整備、備蓄倉庫整備、放射線測定機器購入など、評価すべきところが随所で見られました。大変厳しい社会情勢の中ではありますが、住民、議会、行政がともに協力し合い、町の将来像であり、また「住んでみたい、住み続けたいまち」の実現のために取り組まれることを期待するものであります。」と述べられています。

歳入 (収入)

歳入(収入)

歳入は39億3,875万7千円で、前年度より7億7,613万9千円(16.5%)の大幅な減です。これは主に町税5億9,668万3千円、地方交付税2億4,824万9千円、財産収入1,815万6千円、繰入金4,798万1千円、町債5千万円が減少し、国庫支出金4,265万1千円、府支出金7,710万8千円、繰越金5,262万6千円、諸収入1,514万2千円が増加したことによるものです。

町税

8億9,739万6千円(対前年度39.9%減)

町税収入は、歳入全体の22.8%を占め、1世帯あたり26万8千円、1人あたり11万1,023円を納めていただいたこととなります。

地方交付税

12億3,028万円(対前年度16.8%減)

地方公共団体が標準的な行政運営を行う場合に財源不足額に応じて国から交付されるお金です。歳入全体の31.2%を占めています。

国庫支出金

3億7,582万6千円(対前年度29.3%減)

国の行政に要する経費、町の特定の施策を行うための経費の財源に充てるため、その財源の全部または一部をその目的、性格により、負担金、補助金、委託金の三つに分類されて交付されるものです。

町債

2億8,030万円(対前年度15.1%減)

地方交付税の代替え財源としての臨時財政対策債1億6,670万円の他、町道整備、玉川砂防公園整備、椿坂公園整備、水防倉庫移設整備などに充当するため1億1,360万円借り入れしています。

表1 各会計別 歳入・歳出 (単位:千円)

会計別	歳入	歳出	翌年度へ繰り越すべき財源	実質収支額	備考	
一般会計	3,938,357	3,566,798	9,832	362,127		
特別会計	国民健康保険特別会計	1,016,190	1,024,158	0	△7,968	翌年度歳入繰上充用金で歳入不足を補てん
	多賀地区簡易水道事業特別会計	59,181	55,683	0	3,498	
	後期高齢者医療特別会計	81,964	79,707	0	2,257	
	介護保険特別会計	658,021	603,134	0	54,887	
	公共下水道事業特別会計	364,019	352,920	0	11,099	
	多賀財産区特別会計	2,640	2,079	0	561	
井手町水道事業会計	収益的収入(消費税含む)	103,717	114,372		差引額 △10,655	
	資本的収入(消費税含む)	4,140	28,869		差引額 △24,729	
計	107,857	143,241		差引額 △35,384		

歳出（支出）

歳出は35億6,679万8千円で、前年度より7億4,513万9千円（17.3%）減となりました。主な支出は次のとおりです。

総務費

- 8億1,436万7千円（対前年度46.0%減）
- ・特別会計繰出金 3億6,805万1千円
- ・人口減少を食い止めるための検討委員会 11万6千円
- ・LED照明整備 275万8千円
- ・基幹業務システム更新 1,978万6千円
- ・エコ防犯ソーラーライト整備 1,327万円

民生費

- 9億3,083万円（対前年度0.8%減）
- ・デイサービス等事業委託 1,659万円
- ・障害者自立支援事業 1億1,838万4千円
- ・バリアフリー整備 812万9千円
- ・子ども手当 1億3,954万8千円
- ・老人福祉センター改修 1,617万1千円

衛生費

- 2億6,119万9千円（対前年度1.3%減）
- ・予防接種事業、健康増進等 3,100万5千円
- ・乳児検診等 682万5千円
- ・住宅用太陽光発電システム設置補助 87万2千円
- ・ごみの収集運搬 2,920万4千円
- ・城南衛生管理組合分担金 9,767万6千円
- ・墓地水汲み場整備 737万7千円

労働費

- 5,442万8千円（対前年度2,083.2%増）
- ・緊急雇用創出事業 5,442万8千円

農林水産業費

- 4,661万3千円（対前年度45.4%増）
- ・有害鳥獣駆除 562万8千円
- ・豊かな緑と清流を守る森林整備事業 54万1千円
- ・太陽光発電等活用地域エコ活動支援事業 916万1千円
- ・有王林道舗装工事 129万3千円

商工費

- 2,796万6千円（対前年度44.5%減）
- ・商工会振興事業 750万円
- ・観光案内板整備 300万5千円
- ・桜まつり 308万円

土木費

- 3億7,543万1千円（対前年度19.4%減）
- ・町道44号線他道路改良 1億7,972万7千円
- ・合藪ポンプ場発電機改修 1,359万2千円
- ・下排水路改修工事 1,299万1千円
- ・玉川砂防公園整備 2,696万2千円
- ・椿坂公園整備 1,796万3千円
- ・改良住宅屋上防水工事 837万8千円

消防費

- 2億912万円（対前年度5.6%増）
- ・常備消防設置委託 1億4,608万5千円
- ・救急車積載AED購入 329万6千円
- ・水防倉庫移設整備 1,376万7千円
- ・防災訓練費 70万1千円
- ・放射線測定器購入 51万2千円
- ・備蓄倉庫整備 295万7千円



（写真は防災訓練の様子）

教育費

- 3億2,867万1千円（対前年度10.2%減）
- ・小中学校教職員パソコン整備 734万8千円
- ・放課後児童クラブ運営費 781万1千円
- ・給食センター施設整備 196万4千円
- ・食器・食缶洗浄機購入 2,736万9千円

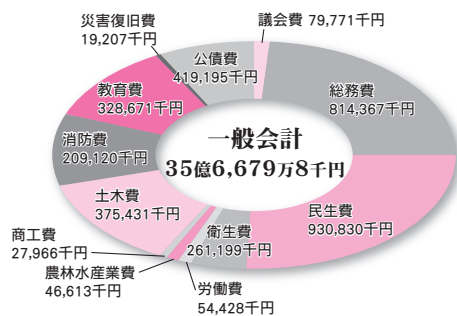
災害復旧費

- 1,920万7千円（対前年度221.3%増）
- ・町道災害復旧事業 1919万4千円

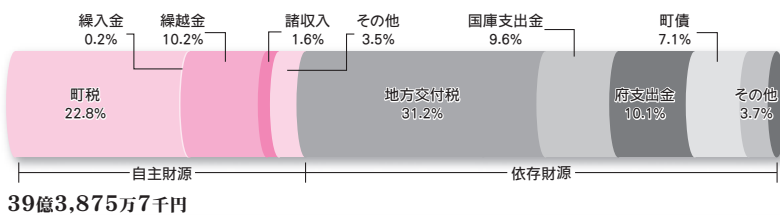
公債費

- 4億1,919万5千円（対前年度0.6%減）
- ・償還元金 3億7,009万5千円
- ・償還利子 4,909万5千円
- ・一時借入金利子 5千円

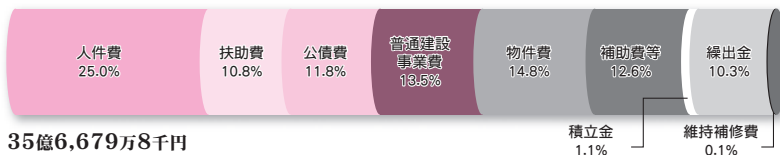
目的別歳出



歳入



歳出



用語の解説

- 【自主財源】**
町が自ら収納・徴収できる財源
- 【依存財源】**
国や県から交付・割り当てられる財源
- 【地方交付税】**
自治体の財政力に応じて国から交付されるお金
- 【繰入金】**
財政調整基金（家庭の預貯金にあたる）の取り崩しなどにより繰り入れたお金
- 【繰出金】**
特別会計などに繰り出したお金

いでのまちかど



ウオッチング

白坂地区の都市計画について 井手町都市計画審議会

2月8日(金)、役場で都市計画審議会(小川幸一会長)が行われ、白坂地区の市街化区域編入に伴う都市計画について審議されました。

冒頭に、小川会長より「白坂地区の都市計画は井手町のまちづくりに必要なことであり慎重に審議をお願いいたします。」とあいさつがあった後、用途地域・高度地区・防火地域及び準防火地域の変更、地区計画の決定について審議され、全会一致で承認されました。

なお同地区を市街化区域に編入する区域区分の都市計画については、2月15日に京都

府都市計画審議会で審議・承認されました。



汐見町長より諮問を受ける小川会長

文化協会主催 川柳教室 歴史講座

2月7日(木)と2月18日(月)、山吹ふれあいセンターで、井手町文化協会(森島武彦会長)主催による川柳教室が開催され、約30名が参加しました。受講者は、京都川柳作家協会理事 岩根彰子さんから川柳の基礎を学び、実際に川柳を作り句会に挑戦しました。

また2月8日(金)と2月15日(金)には、山吹ふれあいセンターで歴史講座が開催され、約90名が参加しました。

第1回講座は、井手町出身

の龍谷大学法学部教授 岩田貢さんにより、「巨椋池周辺の指月地名」をテーマに行われました。講座では巨椋池や京都の名所が紹介されたほか、様々な質問が出るなど盛り上がりしました。

第2回講座は、大阪大学大学院文学研究科招へい研究員 中山一磨さんを招いて、「地域文化の再発見〜寺院所蔵文庫が語る世界〜」をテーマに行われました。講座では寺院所蔵文庫の貴重性が説明されたほか、井手西福寺が神道に関する書物、記録がまるとあって所蔵されており全国的にも貴重な寺院と紹介されました。受講生はロマンあふれる講義を熱心に受講していました。



川柳教室の様子

町民ソフトバレー

ボール大会開催

2月10日(日)、山城勤労者福祉会館で、井手町体育協会(山本一男会長)主催の町民ソフトバレーボール大会が開催され、約120名が参加し熱戦を繰り広げました。

参加者は日頃の練習の成果を発揮し優勝を目指すとともに、参加者同士の親睦も深めました。大会結果は次のとおりです。

- 【地区の部】(3チーム参加)
 - 優勝 上井手区
 - 準優勝 高月区
- 【一般の部】(6チーム参加)
 - 優勝 KERIA
 - 準優勝 ファミィユB
- 【女性の部】(6チーム参加)



歴史講座の様子

優勝 ファミィユ
準優勝 高月区



大会の様子



表彰の様子

ゆうゆうスポーツクラブ こだわりの味噌づくりを体験

2月17日(日)、婦人研修センターで、IDEゆうゆうスポーツクラブの「味噌作り教室」が行われ、約20名の親子



かあちゃん味噌の仕込み作業の様子

が参加し味噌の仕込み作業や調理実習を体験しました。
 I DE ゆうゆうスポーツクラブは、町の子どもたちを対象にサッカーやバスケットボール、バドミントンなど様々なスポーツ教室を開いているほか、農業体験をはじめとする多彩な文化活動も取り入れながら、地域の青少年の体育振興と健全育成に取り組んでいます。

味噌作り教室では、国内産の材料にこだわり、特に米と大豆、塩だけで作った「かあちゃん味噌」をJA京都やましろ農協井手町支店の直販所、なごやか市などで販売するかあちゃん味噌グループ（奥田智代代表）のメンバーが講師を担当し、味噌の仕込み作業を体験したほか「かあ

ちゃん味噌」を使って、味噌汁や焼きおにぎりなどの料理にも挑戦しました。

参加者は、できあがった料理を囲んでなごやかなひとときを楽しみました。



こだわりのお味噌で食べる料理は格別

離乳食教室開催

2月18日（月）、子育て支援センターで、離乳食教室が行われ4名が参加しました。

離乳食を購入される家庭が増えているなか、自分達で離乳食を作れるように、町の食育事業の一環として行われたもので、栄養士から離乳食や離乳食に適した食材についての説明があったあと、実際に離乳食を調理しました。

参加者は、大人の食事から食材をとりわけ離乳食を作る

という想定で、すりばちやうらごし器などを使い、かつお節や煮干しなどのだしで月齢に合わせた離乳食を作る体験をしました。



離乳食教室の様子

高齢者に優しい企業へ 地域ぐるみで 高齢者をサポート

2月25日（月）、井手町商工会館で、京都高齢者あんしんサポート企業のサポーター研修が井手町商工会（小川幸一会長）の会員事業所を対象に行われ、20店舗33名が参加しました。

高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりを実現するため、商工会、社会福祉協議会（中坊薄会長）、京都地域包括ケア推進機構、町とが連携して、地域の高齢者をサポ

給水を停止します！！ 水道料金未納の方はご注意を！！



井手町の水道は、使用者からの料金収入で経営しています。このため、水道料金が納付されないと、事業の経営に支障が生じます。

負担の公平と水道事業の円滑な経営のため、水道料金は期限内に納付してください。

なお、料金が未納の方に対しては、給水条例に基づき給水を停止しますので、早急にお支払ください。

※お問い合わせは、上下水道課（Tel.82-6169）まで

ートするシステムづくりをしようとするもので、京都府でも初めての試みです。
 研修会では、認知症の人と家族の会京都府支部（荒巻敦子代表）の松井かよさんにより、認知症サポーター養成講座が行われました。松井さんは認知症の人と接する時は、ゆつくりと笑顔で話すことが大事と説明し、見守ってくれる人がいることが、高齢者が安心して地域で暮らせる環境づくりにつながると講演されました。



講演の様子

加者には高齢者をサポートする企業を示す店頭用ステッカー、窓口プレート、ピンバッジが配布されました。



Monthly photo album
すなっぷい で

◀ 1月30日（水）、保健センターと奥村製罐株式会社前で京都府赤十字血液センターにより献血が行われました。
輸血用血液が不足しがちな1月と7月に実施されており今回は51名の方にご協力をいただきました。

▶ 2月23日（土）、自然休養村管理センターで豊かな緑と清流を守る協議会（中坊睦会長）の森林体験教室が行われ、30名が参加しました。
当日は、大正池グリーンパークでの間伐体験を予定していましたが、府道東井手線が土砂崩れで通行止めとなったため会場を移しての開催となりました。
府職員による森林整備の大切さについての講義に続いて町の森の材料を使い写真立てと落ち葉の色紙作りを体験しました。



◀ 2月25日（月）、京田辺市消防署井手分署は火の用心を呼びかける防火看板を田村新田区4箇所を設置し、老朽化していた看板を1箇所撤去しました。
3月1日（金）から7日（木）の春の火災予防運動を前に、山林火災の防止に向けた啓発事業として行われました。



（まゆまるから招待状を受け取るいでたん）

（京都ご当地キャラフェスティバル」の様子）

▶ 2月17日（日）、イオンモール京都で、府内のゆるキャラ21体が大集合する「京都ご当地キャラフェスティバル」が初めて開催されました。井手町からは、「いでたん」が参加し府内のご当地キャラと一緒に、来場した皆さんに写真を撮ってもらうなど井手町をPRしました。
また、イベントに先駆け2月13日（水）、府広報監の「まゆまる」が役場を訪れ「いでたん」に招待状を渡しイベントのPRを行いました。

犬の登録についてのお知らせ

○犬の飼い主への戸別ハガキについて

4月初めに、犬の飼い主の皆さまへの戸別ハガキを発送します。
(目的)・狂犬病予防注射の啓発

・犬の登録原簿台帳の整理
亡くなられた犬・譲り渡した犬等、犬や飼い主にかかる事項に変更があった場合は、産業環境課まで連絡下さい。

○狂犬病予防注射について

井手町では4月頃に年に1回の狂犬病予防注射を実施しています。
生後91日以上の子犬には必ず年1回の狂犬病予防注射を受けさせなくてはなりません。

場所：広報紙等で詳しくお知らせします。(各地区に会場を設けます)

料金：予防注射代 2,650円

注射済票交付手数料 550円

○犬の登録について

新たに飼いはじめた犬や登録を済ませていない犬は必ず登録してください。
登録された犬には鑑札をお渡しますので首輪等に装着してください。

・登録手数料：3,000円(1体につき)

また、次のような場合にも届出が必要となります。

- ・転居した場合：新しい居住地の市町村の窓口に届けてください。
- ・飼育犬を譲渡した場合：新しい飼主の居住地の市町村の窓口に届けてください。

○犬・猫等ペットが亡くなった場合

飼っていたペットが亡くなった場合、役場で引き取ることもできます。

死体は袋に入れてからダンボール箱に入れて産業環境課へ連絡してください。動物専用炉で処理いたします。

・引取手数料：3,000円(1体につき)

・なお、亡くなった飼育犬を役場以外に引渡した場合も、産業環境課までお知らせください。

*お問い合わせは、産業環境課 (Tel 82・6168) まで

京都府最低賃金のお知らせ

地域別最低賃金	時間額(円)	発効日
京都府最低賃金	759	24.10.14
特定(産業別最低賃金)	時間額(円)	発効日
印刷業	765	22.12.18
金属製品製造業	834	24.12.19
はん用・生産用・業務用 機械器具製造業	822	20.12.21
電気機械器具製造業	831	24.12.19
輸送用機械器具製造業	840	
各種商品小売業	781	
自動車(新車)小売業	平成24年10月14日から京都府最低賃金が適用されています。	
自動車小売業	時間額については京都府最低賃金が適用されます。日給制の労働者については日額5,926円の適用がなされる場合があります。	

*お問い合わせは、京都府労働局賃金室 (Tel 075-241-3215) または、京都府労働基準監督署 (Tel 075-601-8321) まで

京都府宇治児童相談所 (南部家庭支援センター) 京田辺支所(仮称) 開設のお知らせ

京都府南部地域において、よりきめ細かな子どもの相談体制を整備し、身近な地域で児童虐待事案や子どもに関する相談に迅速に対応するため、京田辺支所を開設します。

☆開設日 平成25年4月1日(月)

名称/京都府宇治児童相談所 京田辺支所(仮称)

所在地/〒610-0332

京田辺市興戸小モ詰18番地(田辺警察署の南側)

電話/0774-65-1500(月～金の午前8時半～午後10時まで)

※月～金の午後10時～翌午前8時半までと土日・祝日は宇治児童相談所に対応します。

業務内容/子ども相談

(養護、心身障害、育成、非行、虐待など)

※女性相談、総合相談は宇治児童相談所します。



*お問い合わせは、京都府宇治児童相談所(南部家庭生活支援センター)(Tel 44-3340)または、京都府家庭支援課 (Tel 075-414-4582) まで

* 税務課からのお知らせ *

家屋調査にご協力ください

家屋の固定資産税は、毎年1月1日に所有されている方に課税されます。次のような場合は税務課までご連絡ください。

○新築・増築

日程調整のうえ、職員が訪問して家屋調査を行います。この調査は固定資産税の基となる評価額を算出するために行うものです。なお、建築図面等資料の借用をお願いする場合があります。

○取り壊し

「滅失届出書」の届出が必要です。届出がないと翌年度以降も課税されてしまうことがあります。なお、登記している家屋を取り壊した場合で、すでに法務局で滅失登記の手続きをされた方は、届出の必要はありません。

○未登記家屋の所有者を変更

「未登記建物取得届出書」の届出が必要です。届出がないと翌年度以降も前の所有者に課税されてしまうことがあります。

バイク・軽自動車の廃車・名義変更の手続きはお早めに

軽自動車税は、毎年その年の4月1日現在で所有している人に課税されます。

盗難などで、現在所有していなくても廃車の手続きをされませんと課税されることとなります。

なお、廃車・名義変更の手続きをする場所は、次のとおりです。

【役場税務課】

排気量が125cc以下の単車および農耕作業用自動車（耕耘機・トラクター等）。

【陸運局】

軽自動車（軽四輪貨物および乗用車・125ccを超える単車）。

※4月1日を過ぎますと、実際にはバイクや軽自動車を所有していないのに課税されることとなりますのでご注意ください。

また、陸運局では毎年、年度末の3月は窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので、登録・異動・廃車等の申請は、できるだけ早め（3月15日ごろまで）に済ませていただくようお願いいたします。

なお、軽自動車税納税通知書は4月中旬に発送いたしますので、4月22日（月）までに納税通知書が届いていない方、もしくは、廃車申告等の手続きをされたのに納税通知書が届いている方は、お手数ですがご連絡ください。

減免申請は4月23日までに

軽自動車税には、身体に障害のある方に対する減免制

度があります。この制度を受けようとする方は、4月23日（火）までに税務課で申請手続きをしてください。

申請手続きに必要な書類等

○減免申請書（税務課にあります）

○軽自動車税納税通知書

○障害者手帳等に関する証明書

○当該車両を使用される方の運転免許証

○軽自動車検査書

なお、減免対象者は一定の要件を満たす必要がありますので、詳しい内容についてはお問い合わせください。

固定資産税の縦覧・閲覧

▶土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

納税者が町内の土地や家屋の価格との比較を通じて、自己の土地や家屋の評価が適正かどうかを確認できるように「土地価格等縦覧帳簿」と「家屋価格等縦覧帳簿」が縦覧できます。

○縦覧事項

「土地価格等縦覧帳簿」…所在、地番、地目、地積、評価額

「家屋価格等縦覧帳簿」…所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額

▶固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者が所有する固定資産、借地人・借家人が使用している固定資産、賦課期日後に固定資産を取得された方などが対象資産について「固定資産課税台帳」に記載された内容を閲覧することができます。

○閲覧事項

「土地課税台帳」…所有者の住所・氏名、土地の所在、地番、地目、地積、評価額など

「家屋課税台帳」…所有者の住所・氏名、家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額など

「償却資産課税台帳」…所有者の住所・氏名、取得価格、帳簿価格、評価額など

《必要書類等》

①印鑑（認印）

②納税通知書、課税明細書

③本人が確認できる免許証等

④委任状と代理人本人が確認できる免許証等

⑤賃貸借契約書と本人が確認できる免許証等

⑥所有権を取得したことを証する書類と本人が確認できる免許証等

▶縦覧期間 平成25年4月1日から4月30日（土、日・祝日を除く）

▶閲覧期間 平成25年4月1日から翌年3月31日（土、日・祝日及び12月29日から1月3日を除く）

▶縦覧・閲覧時間 午前8時半から午後5時15分（正午から午後1時までを除く）

▶場所 役場税務課

*お問い合わせは、税務課（TEL82 - 6163）まで

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧、固定資産課税台帳等の閲覧のできる方

	縦覧できる方	必要書類等
縦覧	納税者（現に土地又は家屋の固定資産税を納めている者）	①・②又は③
	納税者と同一世帯の親族	①・②又は③
	納税管理人	①・②又は③
	納税者の代理人	①・④
	閲覧できる方	必要書類等
閲覧	納税義務者	①・②又は③
	納税義務者の代理人	①・④
	借地人・借家人	①・⑤
	賦課期日後に固定資産を取得された方など	①・⑥

低体重児の届け出と訪問指導は 4月より府保健所から保健センターで！！

生まれたときの体重が2,500g未満の場合、保護者のかたは速やかに届出をすることが義務付けられています。平成25年4月から、この届出先が府保健所から保健センターに変わります。

「子育て家庭のための健康ガイド」に挟み込んである「新生児出生通知書 兼 低体重児出生届出書」により井手町あて届け出てください。後日保健師が訪問します。

*お問い合わせは、保健センター（電話82-3385）まで

未熟児養育医療・育成医療の申請は 4月より府保健所から役場で！！

生活機能が未熟なまま生まれたお子さんに対する「未熟児養育医療」や18歳未満の児童で、障がいがあったり、放置すると障がいになる可能性のある場合に受けられる「育成医療」の申請は、役場保健医療課となります。

*お問い合わせは、保健医療課（電話82-6166）まで

ジェネリック医薬品の 利用と普及にご協力をお願いします

ジェネリック医薬品が普及してゆくと・・・

- 医療費の節減になります。
- 医療保険制度の安定につながります。
- 医療費の自己負担額も軽減します。

井手町国民健康保険

井手町国民健康保険 税額引き上げ改定を答申

2月12日（火）、井手町国民健康保険運営協議会、村田忠文会長が、井手町国民健康保険税の税額の改定について汐見町長に対し答申されました。

医療給付費が年々増加し数年来赤字決算が続いていることをうけて、平成25年度からの税額改定について昨年12月に同協議会へ諮問していました。

答申では諮問どおりの改定を認める一方、近隣市町村との比較配慮や平成23年度の基金借入額については町で財政措置を講じることをはじめ、中長期的な展望を踏まえた事業運営、健康の維持と適切な受診確保などに関する付帯意見が添えられました。



汐見町長へ答申書を手渡す村田会長

平成25年度自衛官募集案内 募集種目及び試験期日など

募集種目		受付期間	試験期日	資格
幹部候補生	一般・技術	2月1日 ～ 4月26日	1次：5月11日・12日 (12日は飛行要員のみ) 2次：6月11日～14日のうち指定する日 3次：7月8日～8月8日 (飛行要員のみ、指定する日)	20歳以上26歳未満の者 (22歳未満の者は大卒(見込含)) 大学院修士学位取得者(海上技術 幹部候補生志願者は、理工学修士学位取得者に限る)及び自衛官は28歳未満
	歯科 ・ 薬剤科		1次：5月11日 2次：6月11日～14日のうち指定する1日	専門の大卒(見込含)20歳以上 30歳未満の者(薬剤は20歳以上26歳未満の者(薬学修士学位取得者は28歳未満))
予備自衛官補	一般	第1回 1月9日～ 4月3日 第2回 7月16日～ 9月30日 ※①	第1回 4月12日～15日 第2回 10月12日～15日 ※いずれか1日を指定されます。	18歳以上34歳未満の者
	技能			18歳以上で国家免許資格等を有する者 (資格により55歳未満～53歳未満の者)

※①第1回で採用予定数に達した場合、第2回は実施しない場合があります。

*お問い合わせは、自衛隊京都地方協力本部 (Tel 075 - 211 - 3471) または、宇治地域事務所 (Tel 44 - 7139) まで

子育て支援センターからのお知らせ

★子育て支援センターは、玉川保育園にあります。

★子育て支援センターは、事業の日だけでなく毎日開いています。

★子育てで困った時、しんどい時の相談も受けています。

★利用時間：月曜日～金曜日 午前9時半～午後4時

★TEL・FAX：0774-82-2232

ママのためのリフレッシュ講座 ストレッチ・骨盤体操

さわやかな汗を流して、子育ての疲れや運動不足をスッキリ解消しませんか？

日時：3月18日（月）

午前10時半～正午

場所：子育て支援センター

講師：鬼村志穂先生

（ベビーダンス協会認定

インストラクター）

参加対象：子育て中の保護者なら
どなたでもOK！

定員：8名（予約制）参加費無料

※定員になり次第締め切ります

講義内容：ストレッチ体操 骨盤体操

筋力アップ体操

持ち物：着替え、飲み物、抱っこひも

*お申し込みは、子育て支援センター（Tel82-2232）まで



食育講座 親子でクッキング

みんなで一緒におやつを作って楽しい思い出作りをしませんか？

日時：3月25日（月）

午後2時～3時半

場所：子育て支援センター

講師：細見陽子先生

（管理栄養士）

参加対象：2歳から就学前のお子さんとその保護者

※小麦粉・卵アレルギーのある方はご遠慮ください。

その他アレルギーがある方はご相談ください。

定員：6名（予約制）参加費無料

※定員になり次第締め切ります

持ち物：エプロン・三角巾（大人が使用）



3月・4月の事業（場所の記載がない事業は子育て支援センターで行います）

日	月	火	水	木	金	土
17	18	19	20	21	22	23
	リフレッシュ講座 「ストレッチ・骨盤体操」 【予約制】 (午前10時半～正午)	* hughug * (ベビーマッサージ)	休日	さんさん会	玉川保育園園庭開放 (午前10時半～11時半)	
24	25	26	27	28	29	30
	おでかけ広場 (午前10時～正午、 西部公民館) 親子でクッキング 【予約制】 (午後2時～3時半)					
31	4/1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	
		* hughug * (支援センター)		さんさん会	びよびよちゃん広場 (でんでんだいこ) (午前10時～正午)	

各広場の対象者 場所：子育て支援センター

- *とことこちゃん広場：1歳半～就学前の親子
- *よちよちちゃん広場：7ヶ月～1歳半位の親子
- *びよびよちゃん広場：妊婦～6ヶ月位の親子
- *おでかけ広場：妊婦～就学前の親子

子育てサークルの紹介・活動

- さんさん会：午前10時半～正午【妊婦～3歳位の子どもとその保護者】
代表：原田
- 竹の子ひろば：水曜日（月2回程度）午前10時半～正午【未就園児の親子】
代表：平間
- * hughug *（ベビーマッサージサークル）午前10時半～正午【0歳～1歳位の親子】
代表：丸山

★初めての方は、子育て支援センター（Tel 82-2232）までご連絡ください

子育てをサポートします

★お仕事や冠婚葬祭、リフレッシュなどのために一時預かりを行っております（有料）

★一時預かりの時間 平日（月～金曜日）午前8時半～午後4時半の必要時間
土曜日 午前8時半～正午の必要時間

第31回全国中学生人権作文コンテストの入賞作品から

同和問題の解決を みんなの手で

このコンテストは、毎年法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会が、次代を担う中学生に自分の身近にある人権についての思いを作文に書いてもらうことによって、人権尊重の大切さや基本的人権についての理解を深め、豊かな人権感覚を身につけてもらうことを目的に開催されています。

作品から伝わってくる中学生の純粋な気持ちにふれて、人権について考えましょう。

法務大臣政務官賞作品

「いじめのスパイラル」

山口県・周南市立秋月中学校 3年

花田 祥代

「ただいま」と私は元気に家に帰りました。リビングに入ると母は私に「今日は元気だね。」と言いました。母はいつも私の「ただいま」の声のトーンでその日学校で何があったかを察しているようです。私の声に元気がないと「学校で何かあったん？」と心配してくれます。

その日、私が学校から帰り、リビングのソファーに座ってテレビを見ていると、いじめに関するニュースをやっていました。すると母が独り言のように「あの頃は大変やったね。」とつぶやきました。私も目をつぶり苦しかった「あの頃」を思い出しました。

中学校一年生の頃の私はいじめなんて自分に関係ないと思っていました。私は運動部に所属し、その中で一年生はグループに分かれることはあっても自分一人になることはありませんでした。だから私は安心していました。

ところが、私は急に一人ぼっちになり始めたのです。自分では、なぜそうなるのかわかりませんでした。離れていく友達に焦りと不安を感じながら、必死にみんなについていきました。でも、日が経つにつれて友達は完全に私から離れていき、私は一人ぼっちになりました。いじめは、部活動中だけでなく日常生活にも広がっていきました。でも家族にはこのことを一切話しませんでした。心配をかけたくなかったのと、自分のこんな情けない姿を見せたくなかったからです。辛かったけど、クラスの友達がいつも一緒にいてくれたので何とかまだ耐えられました。いつも笑顔で明るいふりをして、誰も見ていないところで泣く、そんな学校生活を送っていました。

そんなある日、学校で生活アンケートがありました。その中にいじめに関する項目があり、私はその質問を読んでしばらく考えました。迷ったあげく、限界を感じていた私は全て正直に答えました。その日私は家に帰って両親にも正直に話しました。私が泣きながら話すと、父も母も「よく頑張ったね。」と泣きながら私の背中をなでてくれました。部活の先輩にも相談したら、先輩は黙って私の話を聞いて下さり、その日からいつも私の帰りを待って一緒に帰って下さいました。そして部活中にも「さっちゃんおいで。」と声をかけて下さいました。先生も家に来て話を聞いて下さいました。たくさんの方が私の話を聞いてくれ、言葉を

かけて下さいました。真っ暗だった私の心は少しずつ明るさを取り戻していきました。

その後、部活の一年生は全員図書室に集められ、一人ずつ別の部屋で先生と一对一の話し合いが行われました。そして私も呼ばれ、先生と話しました。そこで私は驚くべきことを知りました。ある子が小学生の頃私に嫌なことを言われ、とても傷ついたそうです。それが今回のいじめにつながったと泣きながら話してくれたというのです。私はそのことを全く覚えていませんでした。「傷つけた方は覚えていなくても傷つけられた方はいつまでも心の傷は残る」まさに私たちのことだと思いました。私はその子に申し訳ない気持ちで一杯になりました。

全員の保護者も交えての話し合いの後、私へのいじめはなくなり、少しずつ前の仲のよい関係に戻っていきました。私が傷つけたあの子とは、互いに泣きながら謝り、今では心から信頼し合える関係になっています。

あのときはとても辛く苦しかったのですが、私はこの体験を通してたくさんのことを学びました。その中でも二つのことが特に心に残っています。

一つ目はいじめられた人の気持ちです。いじめている人はいじめられている人の気持ちをわかっていません。だから私もいじめられている時は、いじめている人が反対にいじめられたらいいのにとか、仕返しをしてやるとか思っていました。でも憎しみはまた新たな憎しみを生むだけです。どこかでそれを断ち切らなければずっと続いていくのです。せっかく辛い思いをして学んだことなのでそれを生かそうと思いました。それから私は一人ぼっちの子がいたら話しかけたり、相談に乗ったりするよう心がけています。また、いつも相手の気持ちを考えるよう努力しています。

二つ目は自分はたくさんの人に支えられているということです。あの頃の私は両親や先生、先輩やクラスの友達が支えてくれたおかげで、いじめという壁を乗り越えることができました。今があるのはみんなのおかげだと感謝しています。人は一人では生きていけない、支え合いながら生きているのだと実感しました。今度は私が誰かを支えていけたらと思っています。

ふと目を開けると母は微笑みながら私を見つめていました。そして、「でも、さっちゃんはそのおかげで強くなった。」と言いました。私は母の言葉に「うん。」と力強くうなずきました。私はもう偽りの笑顔や元気なふりはしません。まっすぐ前を向いて生きていきます。



京田辺市消防署井手分署からのお知らせ

3月に入ると寒さも峠を越え、火の取扱いに対する注意が緩みがちになります。

また、この時季は空気が乾燥し、風の強い日が多いため火災が拡大しやすく、毎年かけがえのない人命や貴重な財産が数多く失われていきます。

住宅防火 いのちを守る

7つのポイント

・3つの習慣・4つの対策・3つの習慣

○寝たばこは、絶対やめる。

○ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

○ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

○逃げ遅れを防ぐために、住宅用

火災警報器を設置する。

○寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。

○火災を小さいうちに消すために住宅用消火器等を設置する。

○お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

救命講習会開催のお知らせ

日時／4月7日(日)

午前9時～正午

場所／京田辺市消防署井手分署会議室
定員／10名程度
参加費／無料

受付期間／4月6日(土)

午後5時まで

*お問い合わせは、京田辺市消防署井手分署 (Tel 82・3000) まで

放置竹林をなくしましょう

田や畑、竹林などの農地で放置されているところが見受けられます。

近隣に迷惑をかけるだけでなく、景観上もよくありません。

所有されている方が、責任を持って管理をお願いします。

*竹林整備や草刈りなどの農地のことでの相談は、産業環境課 (Tel 82・6168) まで

平成25年4月から難病等の方々が障害福祉サービス等の対象となります

平成25年4月に施行される「障害

者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(通称:障害者総合支援法)では、障がい者の範囲に難病等の方々加わります。

対象となる方々は、身体障害者手帳等の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の利用が可能となります。

詳しい手続きや、対象となる疾患名については、井手町 高齢福祉課 (Tel 82・6165) まで

不動産無料相談会の開催について

日時／4月1日(月)

午前10時～午後4時

(受付は午後3時半まで)
場所／京都府商工会議所
3階第3会議室
(京都市中京区烏丸通丸田町下ル)

主催／社団法人京都府不動産鑑定士協会
*お問い合わせは、社団法人京都府不動産鑑定士協会 (Tel 075・211・7662) まで

講座・教室

【和太鼓教室】

日時／3月23日(土)

午後1時半～3時半

場所／いづみ人権交流センター
*お問い合わせは、いづみ児童館 (Tel 82・4112) まで

【いづみまなび教室】

《太極拳(入門・初級)》

日時／3月22日(金)

午後1時半～3時

持ち物／運動できる服装・上履き

《大正琴》

日時／3月22日(金)

午前10時～11時半

持ち物／大正琴・楽譜

《ペン習字》

日時／3月26日(火)

午後1時半～3時半

《人権学習》

日時／3月22日(金)

午前11時半～正午

午後3時～3時半

場所／いづれも、いづみ人権交流センター

*各教室の材料費等は自己負担となります

*お問い合わせは、いづみ人権交流センター (Tel 82・3380) まで

【健康教室】

日時／3月28日(木)

午前10時～11時半

場所／いづみ人権交流センター

*お問い合わせは、いづみ人権交流センター (Tel 82・3380) まで

【生き生きかかれあいサロン(おしゃべりお茶会)】

日時／3月13日(水)

午後1時半～
場所／玉泉苑
対象／65歳以上の方および障がいのある方

＊事前申込が必要です
＊毎月20日発行の「ボランティアセンターだより」で、ふれあいサロンの詳しい内容をお知らせします
＊お問い合わせは、社会福祉協議会 (TEL 82・3499) まで

【山吹ふれあいセンター天文台】
日時／3月15日(金)

午後7時半～9時
場所／山吹ふれあいセンター
・申し込みは不要です。
・夜間の開催になりますのでお子様だけの参加は、ご遠慮ください。
＊お問い合わせは、社会教育課(TEL 82・5700)まで

健康

【成人・高齢者保健事業】

《山吹体操クラブ・健康相談》
日時／3月14日(木)

午後1時半～3時
場所／賀泉苑
日時／4月4日(木)
午後1時半～3時
場所／玉泉苑
＊お問い合わせは、社会福祉協議会 (TEL 82・3499) まで

子育て

【わくわく広場】

日時／4月5日(金)
午前10時～正午

場所／玉泉苑
対象／就園前の乳幼児とその保護者
参加費／100円
＊お問い合わせは、社会福祉協議会 (TEL 82・3499) まで

【乳幼児健康診査】

《乳児健診》

日時／4月8日(月)
対象／H24・11・5からH25・1・2生まれ
受付／午後1時～1時半

場所／保健センター
＊お問い合わせは、保健センター(TEL 82・3385)まで

各種相談

【心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談】

日時／3月18日(月)
午後1時～4時

場所／賀泉苑
日時／4月1日(月)
午後1時～4時
場所／玉泉苑
【無料法律相談】
日時／3月25日(月)
午後2時～4時

場所／玉泉苑

＊心配ごと相談は、第1月曜日は玉泉苑、第3月曜日は賀泉苑で開設しています。

＊無料法律相談は予約制とします
＊お問い合わせは、社会福祉協議会 (TEL 82・3499) まで

【障がい者相談】

日時／3月12日(火)・26日(火)

4月9日(火)
午後1時半～4時
場所／役場西別館1階会議室

【親子の相談・教室】

《育児相談》

日時／3月13日(水)
受付／午前9時半～10時半

場所／保健センター
《遊びの広場》
日時／3月13日(水)
受付／午前9時半～11時

場所／保健センター
《発達相談》

日時／3月28日(木)
受付／午前9時半～11時

場所／保健センター
＊お問い合わせは、保健センター(TEL 82・3385)まで

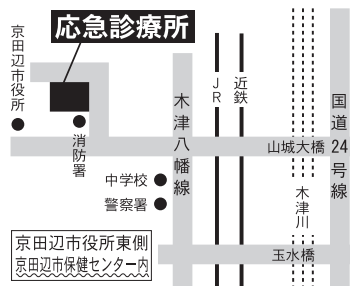
【こころの相談室(カウンセリング)】
日時／3月26日(火)

4月9日(火)
午前10時半～午後2時
場所／いづみ人権交流センター
＊お問い合わせは、いづみ人権交流センター(TEL 82・3380)まで

日曜日、祝日、振替休日は左記の診療所が開設しています

京田辺市休日応急診療所

診療科目／内科・小児科
受付時間／午前8時半～午後2時半
電話／0774・63・2662
(応急診療所開設時)



八幡市立休日応急診療所

診療科目／内科・小児科・歯科
受付時間／午前11時半～午後5時半
(診察は正午からです)
電話／075・983・3001



3月は、多賀地区の水道メーター検針月です。メーターボックスの上に物を置かないでください



お問い合わせは82-5700まで

【開館日】火曜日～日曜日

【開館時間】4月～9月 午前10時～午後6時

10月～3月 午前10時～午後5時

☆3月・4月の休館日

3月4・11・18・21・25・28日

4月1・8・15・22・25・30日

☆貸し出し冊数および期間

図書は1人12冊、2週間

雑誌は1人5冊、2週間

視聴覚資料は1人3点、1週間

☆主な新着資料の紹介 3月
一般書

「糸車」 宇江佐真理

「沈黙の町で」 奥田英朗

「謹訳源氏物語 9」 林望訳著

「ジャック・ロンドン奇想天外傑作選」 ジャック・ロンドン

「楽しくて元気になる和紙ちぎり絵」 田中悠子

「介護用語ハンディ辞典 最新オールカラー図解」 白井幸久

「フリーランス・個人事業の絶対トクする！経費と節税 確定申告専門税理士がホンネで教える！」 福島宏和

児童書

「へなちょこ」ふるししょうようこ

「おひなまつりのちらしずし」

「ちいさいわたし」おかだちあき

「ごんじーかいけつしろうずきん」

「知っておこう！くすりの使いかた 1 用法・用量を守って」 斉藤ふみ子

「3月・4月の図書館行事」

《親子で楽しむ紙しばい》

4月13日(土) 午後1時半から

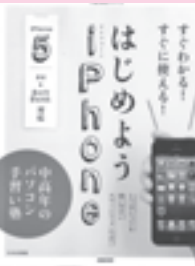
《春のおはなし会》

4月20日(土) 午後2時から

輝天炎上 海堂尊
碧翠院桜宮病院の炎上事件から1年後、東城大学医学生・天馬大吉は課題で「日本の死因究明制度」を調べることに。取材を重ねるうち、制度の矛盾に気づき始め…。「螺鈿迷宮」の続編。『小説野性時代』連載を改稿して単行本化。



すぐわかる！すぐにつかえる！はじめようiPhone NHK出版編
画面を見やすくする設定、音声入力の基本、パスコードでのロック、電話・メール・ウェブサイトなど、スマートフォン「iPhone」の特徴や使い方を画面写真を用いてわかりやすく解説する。



どどのろう こばやしゆかこ
昔々、願い事を3つだけ叶えてくれるという「どどのろう」という名の泥の人形があった。その不思議な人形を手にした悪党2人は、人々からお金を脅し取るために、人形にお願いをして恐ろしい面の化け物にしてもらうが…。



あいうえおのせきがえ 宮下すずか
ひらがなの表から抜け出して遊ぶ文字たちが、普段の「あいうえお」順とは違う並び方をしてみたい、と「せきがえ」をはじめ…。ことばへの興味・関心を高める、日本語のもつ魅力がたっぷりつまった楽しいおはなし。



国民年金Q&A

Q「ねんきん定期便」が節目の年齢には、より詳しい内容のものが送付されるそうですが、節目の年齢とはいつですか。

A・日本年金機構では、毎年誕生日に、国民一人ひとりに、年金加入記録を確認するとともに、年金制度に対する理解を深めることを目的として「ねんきん定期便」を送付しています。

「ねんきん定期便」は、通常はハガキで送付されています。しかし、35歳、45歳および58歳の年齢は、年金の受給に必要な加入期間を確保するための節目となる年齢であったり、年金の請求を間近に控えている年齢であるために、節目年齢と位置づけられ、これらの年齢の人には封書で「ねんきん定期便」が送付されます。

この節目と位置づけられた年齢において、年金記録の整備に要する期間が短縮してきたことなどから、平成25年度以後は、この節目年齢のうち58歳が59歳に変更されます。

毎年誕生日にハガキで郵送される「ねんきん定期便」には、直近1年分の年金記録しか記載されていないのに対して、35歳・45歳・58歳の時に封書で郵送される「ねんきん定期便」は、これまでの年金加入期間や加入履歴、加入実績に応じた年金額等の詳しい内容が記載されています。また、年金加入記録の確認方法などを詳しく記載したパンフレットや、年金加入記録に「もれ」や「誤り」があった場合に提出するための「年金加入記録回答票」も同封されています。

日本年金機構から「ねんきん定期便」が送られてきた時には、年金記録に「もれ」や「誤り」がないか確認してください。

ごみ収集日程表(3月11日～4月10日)

ごみは、朝9時までに出してください。

- ★燃やすごみ、その他ごみ、カン、ビン、ペットボトル、発泡トレイ等は透明・半透明の袋に入れて出してください。
- ★「乾電池」は「カン」の日に、「カセットボンベ缶、スプレー缶」は「その他」の日に、それぞれ別の透明な袋に入れて出してください。
- ★粗大ごみは、収集日の1週間前までに産業環境課へ電話予約(TEL82-6168)してください。(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは除きます)
- ★テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは家電リサイクル品です。
- ※古紙等(新聞、雑誌、ダンボール・紙パック・雑紙〈その他の紙類〉)ごとに分別のうえ)の収集は全地区毎週月曜日です。

地区	区分	燃やすごみ	カン	ビン	粗大ごみ	ペットボトル	発泡トレイなど	その他
北南水	区	火・金曜日	3月14日	4月4日	3月21日	3月28日	3月12日	水曜日
	区						3月26日	
	無区						4月9日	
玉石高	水区	月・木曜日	3月15日	4月5日	3月21日	3月29日	3月19日	水曜日
	垣区						4月2日	
	月区							
上井手	区	火・金曜日	3月21日	4月4日	3月14日	3月28日	3月20日 4月3日	水曜日
多賀全	区	火・金曜日	3月21日	4月4日	3月14日	3月28日	3月13日 3月27日 4月10日	水曜日

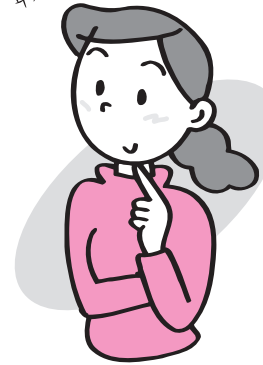
※ごみ収集に関するお問い合わせは、役場産業環境課(TEL82-6168)まで

し尿収集日程

収集日	し尿収集区域番号	収集区域
4月1日	⑨	西北河原、東北河原、南口、西北ノ代、東北ノ代、北口、西北組、東松ヶ花、茶臼塚、新造、東北組、甚五郎谷
3月11日 4月2日	⑩	阿弥陀寺、西南組、東南組、前川、立石、小払、岩倉、馬場崎、墓ノ平
3月12日 4月3日	⑪	内垣内、奥西、帽子田、下川、判ノ地、石名田、高橋、谷村、宮ノ後、天王山、蛇谷、栗岡、北赤坂、穴虫、南久保、浜、上ノ浜
3月13日 4月4日	⑫	安堵山、起、佃、平山、新四郎山、中島、西垣内、中垣内、東垣内
3月14日 4月5日	⑬	里、玉ノ井、西高月、東高月、清水、栢ノ木、中溝、西山、尾ノ山、山縁、田村新田
3月15日 4月8日	⑭	川久保、北玉水、辻垣内、野畑、山田、柏原、南玉水、久保、渋川、段ノ下、扇畑、浜田、橋ノ本
3月18日 4月9日	⑮	梅ノ木原、野神、北猪ノ阪、南猪ノ阪、宮ノ本、西前田、北開、北溝、南溝、下赤田、上赤田、鳥休、柴木田

※し尿に関するお問い合わせは、城南衛生管理組合(TEL075-631-5171)まで

ウチの
収集日は...



ごみの分け方・出し方

(ビン)

ビンの日に出せるもの、出し方

- ビン(洋酒・ジュース・ドリンク・調味料などのあきビン)を出すことができます。
- キャップを必ず外し、簡単な水洗いをした後、中身の見える袋に入れて下さい。
- キャップはその他ごみに出して下さい。
- 業者に引き取ってもらえるビンは出さないでください。
- 乳白色のビン、コップ、陶磁器類、ガラス、電球、蛍光灯、体温計等は〈その他ごみの日〉です。割れて危ないものは厳重に包み、《割れ物》と表示して下さい。



おめでとうございます

(1月20日から2月19日までの届出分・敬称略)

住所	赤ちゃん	届出人
井手	寺田 汐織	孝治
井手	上野 瑛翔	直也
井手	岸本 和太	紅代
井手	西島 希	寿樹

お詫びと訂正

広報いで2月号12面に掲載の〈出産〉に一部誤りがありました。お詫び申し上げますとともに、次のように訂正させていただきます。

(12月11日から1月19日までの届出分・敬称略)

住所	赤ちゃん	届出人
井手	小川 晴道	拓地

公共施設電話番号一覧

名称	電話番号
総務課	0774-82-6161
企画財政課	0774-82-6162
税務課	0774-82-6163
住民福祉課	0774-82-6164
高齢福祉課	0774-82-6165
保健医療課	0774-82-6166
建設課	0774-82-6167
産業環境課	0774-82-6168
上下水道課	0774-82-6169
会計課	0774-82-6171
議会事務局	0774-82-6172
教育委員会(学校教育課)	0774-82-4333
山吹ふれあいセンター(図書館・社会教育課)	0774-82-5700
いづみ人権交流センター	0774-82-3380
いづみ児童館	0774-82-4112
保健センター	0774-82-3385
地域包括支援センター	0774-82-3690
泉ヶ丘中学校	0774-82-2070
井手小学校	0774-82-2119
多賀小学校	0774-82-2112
玉川保育園	0774-82-2153
多賀保育園	0774-82-2225
いづみ保育園	0774-82-4160
子育て支援センター	0774-82-2232
環境衛生センター	0774-82-4651
学校給食センター	0774-82-3617
井手町まちづくりセンター榎坂	0774-82-3838
町立デイサービスセンター	0774-99-4318
老人福祉センター「玉泉苑」	0774-82-3499
老人福祉センター「賀泉苑」	0774-82-5059
京田辺市消防署 井手分署	0774-82-3000
井手町役場 代表番号	0774-82-2001

発行：京都府綴喜郡井手町役場

編集：企画財政課

井手町ホームページ

<http://www.town.ide.kyoto.jp/>

E-mail : info@town.ide.kyoto.jp

まちのカレンダー (3月11日～4月10日)

住民カレンダー			
月日	曜	行事	
3/11	月	住民税申告相談【玉水】(午前9時～午後4時、役場3階会議室)	
12	火	住民税申告相談【水無・高月】(午前9時～午後4時、役場3階会議室) こころの相談室(午前10時半～午後2時、いづみ人権交流センター) 障がい者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階会議室)	
13	水	住民税申告相談【石垣】(午前9時～午後4時、役場3階会議室) 泉ヶ丘中学校卒業式(午前9時半～、泉ヶ丘中学校) 育児相談(午前9時半～10時半、保健センター) 遊びの広場(午前9時半～11時、保健センター) 生き生きふれあいサロン【おしゃべりお茶会】(午後1時半～、玉泉苑) 和太鼓交流教室(午後7時～9時、自然休養村管理センターホール)	
14	木	山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、賀泉苑) 手芸教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)	
15	金	天文台公開(午後7時半～9時、山吹ふれあいセンター)	
16	土	IDEゆうゆうスポーツクラブ(午前9時半～、町内)	
17	日		
18	月	中華料理教室(午前9時半～12時半、午後6時半～9時半、いづみ人権交流センター) 心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談(午後1時～4時、賀泉苑) 手芸教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)	出張徴収【北・南】
19	火	井手小学校卒業式(午前9時15分～、井手小学校) 多賀小学校卒業式(午前9時15分～、多賀小学校) 手芸教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)	
20	水	春分の日	
21	木		
22	金	大正琴教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) 人権学習(午前11時半～正午、午後3時～3時半、いづみ人権交流センター) 太極拳教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)	
23	土	和太鼓教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)	
24	日	第16回ふれあい福祉まつり(午前10時～午後3時、玉泉苑・石垣公園)	
25	月	無料法律相談(午後2時～4時、玉泉苑)	
26	火	こころの相談室(午前10時半～午後2時、いづみ人権交流センター) 障がい者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階会議室) ペン習字教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)	出張徴収【多賀】
27	水	和太鼓交流教室(午後7時～9時、自然休養村管理センターホール)	
28	木	発達相談(完全予約制、ご希望の方は保健センターにお問い合わせください、保健センター) 健康教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター)	
29	金		
30	土	第22回井手町さくらまつり【～4/8(月)まで】(玉川堤周辺)	
31	日		
4/1	月	無火災デー防火パレード 心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談(午後1時～4時、玉泉苑)	
2	火		
3	水		
4	木	山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、玉泉苑)	
5	金	わくわく広場(午前10時～正午、玉泉苑)	
6	土		
7	日		
8	月	乳児健診(午後1時～1時半、保健センター)	
9	火	井手小学校入学式(午前9時半～、井手小学校) 多賀小学校入学式(午前9時半～、多賀小学校) こころの相談室(午前10時半～午後2時、いづみ人権交流センター) 障がい者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階会議室)	
10	水	泉ヶ丘中学校入学式(午前9時半～、泉ヶ丘中学校) 和太鼓交流教室(午後7時～9時、自然休養村管理センターホール)	